

# 熊本県公報

第 1 1 5 8 7 号  
平成 19 年 8 月 15 日 (水)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

**告 示**

- 生活保護法の規定による医療機関の指定……………(社会福祉課) 1
- 生活保護法の規定による医療機関の廃止……………( " ) 1
- 生活保護法の規定による医療機関の休止……………( " ) 2
- 保安林の指定に関する予定……………(森林保全課) 2
- 道路の区域変更……………(道路保全課) 2
- "……………( " ) 3
- 熊本県少年保護育成条例に基づく優良興行の推奨……………(交通・くらし安全課) 3

**公 告**

- 建設業法第 29 条の 2 に基づく公告……………(監 理 課) 3

## 告 示

### 熊本県告示第 699 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成 19 年 8 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 〔医科〕

指定番号	医療機関名称	開 設 者	医療機関所在地	指定年月日
6410050	たぶち内科循環器科	田渕 利文	菊池郡菊陽町津久礼 3261-4	平成 19 年 6 月 1 日
6010235	後藤胃腸科肛門科クリニック	後藤 達哉	八代市迎町二丁目 15-14	平成 19 年 6 月 1 日

#### 〔歯科〕

指定番号	医療機関名称	開 設 者	医療機関所在地	指定年月日
6014089	nina Dental Clinic	医療法人 kulakala 会	八代市田中東町 16-10	平成 19 年 6 月 1 日

#### 〔訪問看護ステーション〕

指定番号	医療機関名称	開 設 者	医療機関所在地	指定年月日
6160025	訪問看護ステーションほたる	株式会社大地	宇城市松橋町松橋 106-2	平成 19 年 4 月 1 日

### 熊本県告示第 700 号

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条の規定により、次の医療機関から廃止の届出があった。

平成 19 年 8 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 〔医科〕

指定番号	医療機関名称	開 設 者	医療機関所在地	廃止年月日
6010034	山元医院	山元 恵太	八代市日奈久浜町 71-1	平成 18 年 12 月 10 日
6040026	岡川病院付属湯の児温泉診療所	医療法人 岡川 会	水俣市浜 4083	平成 19 年 5 月 31 日

6010097	後藤外科肛門科 胃腸科	後藤 達	八代市迎町二丁目 15-14	平成 19 年 6 月 1 日
---------	----------------	------	----------------	-----------------

〔歯科〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
6014084	NINA DENTAL CLINIC	川村 順子	八代市田中東町 16-10	平成 19 年 6 月 1 日

〔薬局〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
0000914	くらしの薬局牛 深店	株式会社メディ カルインテリ ジェンス	天草市久玉町新久玉 5704-5	平成 19 年 6 月 1 日

**熊本県告示第 700 号の 2**

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条の規定により、次の医療機関から休止の届出があった。

平成 19 年 8 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	休止年月日
6780008	藤川医院	藤川 勝広	球磨郡多良木町大字多良木 1619	平成 18 年 7 月 1 日

**熊本県告示第 701 号**

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の 2 の規定により告示する。

平成 19 年 8 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市河浦町河浦字隠河内 1633 の 1、1635 の 1、1636 の 1、1636 の 2、1636 の 5、1636 の 6
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字隠河内 1633 の 1・1635 の 1・1636 の 2（以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第 702 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 8 月 15 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 8 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考

主要 地方 道	玉名立花 線	玉名郡和水町上十町字野中向	前	8.2 ～ 17.8	949.4	緊道整 (交安)
		1319 番 12 地先から 同町上十町字竹原 1259 番 1 地先まで	後	10.4 ～ 25.0	949.4	

2 区域を変更する期日 平成 19 年 8 月 15 日

**熊本県告示第 703 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 8 月 15 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 8 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路 の種 類	路 線 名	区 域 を 変 更 す る 区 間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
主要 地方 道	阿蘇公園 菊池線	菊池市原字杉尾	前	11.0 ～ 12.0	10.0	隣接地の 区域の編 入
		3839 番 1 地先から 同所				
		3839 番 1 地先まで	後	11.0 ～ 20.6	10.0	
		菊池市原字加賀鶴				
3889 番 1 地先から 同所	前	8.3 ～ 10.8	18.8			
3889 番 1 地先まで		後		8.3 ～ 17.0	18.8	

2 区域を変更する期日 平成 19 年 8 月 15 日

**熊本県告示第 704 号**

熊本県少年保護育成条例（昭和 46 年熊本県条例第 30 号）第 5 条第 1 項の規定により平成 19 年 8 月 3 日次のように推奨したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 19 年 8 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

種 別	題 名	推 奨 理 由
推奨映画	新・あつい壁（映画センター全国連絡会議）	県民が人権について考え、少年を健全に育成するうえで有益である。

**公 告**

**熊本県公告第 685 号**

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 29 条の 2 の規定に基づき、営業所又は建設業者の所在を確知できないので、次のとおり公告する。

なお、営業所の移転等により当該地以外で営業を行っている者については、公告の日か

ら 30 日以内に申し出ること。

平成 19 年 8 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 営業所又は建設業者の所在が確知できない業者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
- (1) 有限会社パレスハウジング  
八代市水島町 2201-37  
代表取締役 洲崎 重明  
熊本県知事許可（般-17）第 07110 号
  - (2) 有限会社熊本ファミリーホーム  
熊本市健軍 4-14-1  
代表取締役 矢野 祐一  
熊本県知事許可（般-16）第 14826 号
  - (3) 有限会社金枝建設  
宇城市不知火町亀松 314-1  
代表取締役 金枝 孝男  
熊本県知事許可（般-15）第 14591 号
  - (4) 高田興業  
宇土市松山町 855-7  
代表者 高田 武  
熊本県知事許可（般-14）第 05686 号
  - (5) 有限会社田代産業  
宇土市新開町 1212-1  
代表取締役 田代 豊  
熊本県知事許可（般-17）第 03603 号
  - (6) 有限会社楠建設工業  
熊本市八反田 3-15-20  
代表取締役 楠本 満徳  
熊本県知事許可（般-14）第 14289 号
- 2 申出先  
熊本県土木部監理課